

第4期医療費適正化計画 PDCA管理様式

1. 目標に関する評価

(1) 住民の健康の保持の推進に関する目標

① 特定健康診査の実施率に関する数値目標

2023年度 (計画の足下値)	第4期計画期間					
	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度 (目標値)
59.8	61					
目標達成に 必要な数値	64	64.8	66	67.2	68.4	70
2024年度の 取組・課題	【取組】 ・三重県保険者協議会における保険者間の調整 ・医療保険者による特定健康診査の推進支援 ・各市町の特定健康診査委託についての集合契約の締結に関する支援					
	【課題】 ・若年者（特に40～50歳代）の受診率、被扶養者の受診率が低い。 ・市町国保では実施者のマンパワー不足。					
2025年度以降の改善 について	・特定健診受診率向上に向けた啓発や好事例の横展開、未受診者対策等、保険者への支援内容の拡充を図る。					

② 特定保健指導の実施率に関する数値目標

2023年度 (計画の足下値)	第4期計画期間					
	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度 (目標値)
21.9	22.8					
目標達成に 必要な数値	35.4	41.2	42.1	43	43.9	45
2024年度の 取組・課題	【取組】 ・人材派遣（特定保健指導における初回面接は実施していない）、人材育成における支援 ・三重県保険者協議会における保険者間の調整、人材育成支援 特定保健指導実施率向上に向けた取組の検討					
	【課題】 ・前年度より実施率が向上している保険者もあるが、目標値に達していない保険者がほとんどである。 ・特定保健指導未利用者や中断者がおり、継続支援が難しい保険者がある。 ・市町国保では実施者のマンパワー不足。					
2025年度以降の改善 について	・特定保健指導の実施率向上に向けた取組や好事例の横展開など、保険者への支援内容の拡充を図る。					

③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率に関する数値目標

2023年度 (計画の足下値)	第4期計画期間					
	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度 (目標値)
15.1	14.5					
目標達成に 必要な数値	16.75	18.4	20.05	21.7	23.35	25
2024年度の 取組・課題	【取組】 ・食生活や運動、禁煙などの生活習慣に関する普及啓発による疾病予防 ・年代に応じた普及啓発 ・ロコモティブシンドロームやフレイルの予防啓発					
	【課題】 ・肥満について、生活習慣病予防の観点から継続した肥満改善・肥満予防の取組が必要。 ・バランスの良い食事、適度な運動の啓発が必要。					
2025年度以降の改善 について	・生活習慣病予防や重症化予防のため、各年代に合わせた普及啓発を行い、食環境の整備に取り組む。 ・地域や職域において、県民の「食」に関わる人材育成を行う。					

④ たばこ対策に関する目標

目標	喫煙の及ぼす影響について十分な知識をもち、喫煙をやめたい人が喫煙をやめることができるようたばこ対策を行う。また、20歳未満の人や妊娠中の人の喫煙をなくすために、喫煙および受動喫煙の及ぼす健康影響についての啓発活動を行う。 さらに、受動喫煙防止対策を行い、子どもをはじめ、望まない受動喫煙が生じないような環境の整備に取り組む。
2024年度の 取組・課題	【取組】 ・世界禁煙デー（5月31日）、禁煙週間（5月31日～6月6日）や各種イベント等の機会を通じて、喫煙および受動喫煙の及ぼす健康影響についてのリーフレットを配布する等、周知啓発を行った。 ・飲食店等における受動喫煙防止対策を進めるため、「たばこの煙の無いお店」の登録数増加に向けて啓発活動を行った。 ・改正健康増進法に基づき、望まない受動喫煙が生じないよう、施設管理者への指導・助言等を行った。 【課題】 ・目標達成のため、引き続き、受動喫煙防止対策の取組の充実を図る必要がある。
2025年度以降の改善 について	喫煙および受動喫煙の及ぼす健康影響について県民が十分な知識をもち、喫煙をやめたい人が喫煙をやめることができるよう、あらゆる機会をとらえた周知啓発に努める。さらに、引き続き、改正健康増進法に基づいた受動喫煙防止対策を行い、望まない受動喫煙の防止を図る。

⑤ 予防接種に関する目標

目標	麻疹風しん混合（MR）ワクチンの第2期接種率 令和11年度目標 95%以上
2024年度の 取組・課題	【取組】 ・ 三重県公衆衛生審議会予防接種部会を開催し、接種率を独自調査のうえ関係者間の情報共有を図るとともに、接種率向上に向けた取組を実施。 ・ 市町、保健所等に対し、予防接種推進のための情報提供等を実施するとともに、学校関係者等を含む研修会の中で予防接種の啓発を実施。 【課題】 ・ 対象者が接種の機会を逸することがないように、引き続き効果的な情報提供や勧奨等を実施していく必要がある。
2025年度以降の改善 について	・ 引き続き、関係機関、市町等と連携した取組を実施。

⑥ 生活習慣病等の重症化予防の推進に関する目標

目標	糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数（令和11年度目標 139人）
2024年度の 取組・課題	【取組】 ・「三重県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」や各市町が作成したプログラムに基づき、患者に応じた支援を実施。 ・特定健康診査・特定保健指導を担う人材を育成 ・糖尿病の予防や支援委関わる人材育成のため、多職種連携研修を開催 ・各市町が策定する第3期データヘルス計画において、共通評価指標を設定し、進捗管理を実施 【課題】 ・重症化予防を図るために一層の特定健診受診率・特定保健指導実施率向上に向けた取組が必要。 ・糖尿病の予防方法や合併症予防について、県民への継続した啓発が必要。 ・糖尿病重症化予防を促進するため、医科医療機関（特に眼科）や歯科医療機関との連携が必要。
2025年度以降の改善 について	・関係機関、団体との連携のもと、予防や治療継続、合併症予防について啓発。 ・保険者や医療機関などと連携して継続した人材育成に努める。 ・糖尿病の発症予防、重症化予防のため、市町や保険者などと連携して受診勧奨や保健指導を進める。 ・糖尿病性腎症重症化予防プログラム等による保険者の医療機関の連携の促進。

⑦ 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進に関する目標

目標	高齢者の特性をふまえた保健事業の実施市町数の増加
2024年度の 取組・課題	【取組】各市町における「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」が円滑に進むよう、専門的見地等からのアドバイスや好事例の横展開を行うとともに、国民健康保険と後期高齢者医療制度の保健事業の接続に資するよう、両制度を連結した医療費分析を行い、関係機関に分析結果を提供する。 【課題】令和6年度において、全29市町が「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に取り組んだ。引き続き、専門的見地等からのアドバイスや好事例の横展開を行うとともに、医療費分析等のデータ提供等支援を行う。
2025年度以降の改善 について	引き続き、専門的見地等からのアドバイスや好事例の横展開を行うとともに、医療費分析等のデータ提供等支援を行う。

⑧ その他予防・健康づくりの推進に関する目標

目標	県民の健康づくりを推進するためには、社会全体として健康を支え、守る環境をつくる必要があるため、健康に関心の薄い人を含め、県民が無理なく自然に健康な行動をとることができるような社会環境づくりに取り組む。
2024年度の 取組・課題	【取組】 ・誰もが自然に健康になれる食環境づくりに向け、減塩等の取組について、県内の食品関連事業者 16 者へのヒアリング調査等による実態把握や、先進企業の視察等を行うとともに、産学官等の 17 名で構成する「みえ自然に健康になれる食環境づくり推進会議」を準備会を含め 4 回開催し、産学官等が連携して取り組む食環境づくり事業について検討した。 ・三重とこわか健康経営カンパニーとして289企業を認定するとともに、特に優れた健康経営を実践している 4 企業を表彰し、さらに殿堂入りとして 2 企業を認定した。また、受賞企業の取組を県 H P やリーフレットに掲載して県内企業への横展開を進めた。 ・個人の健康づくりへの取組の動機づけとその継続を支える環境づくりのため、市町や企業と連携して「三重とこわか健康マイレージ事業」を実施した。参加者が増加するようチラシを作成して啓発活動を行ったり、特典協力店・取組協力事業所の拡大に努めた。 【課題】 ・社会全体として健康を支え、守る環境をつくる必要があるため、健康に関心の薄い人を含め、県民が無理なく自然に健康な行動をとることができる食環境づくりに取り組む必要がある。 ・従業員の健康づくりに取り組む企業を増加させ、県内における健康経営の更なる浸透・深化を促進していく必要がある。 ・県と市町が協働して「三重とこわか健康マイレージ事業」を実施する中で、より参加数が増加するように取り組んでいく必要がある。
2025年度以降の改善 について	・栄養の課題に対して、自社独自のアクションプランを設定し、産学官等連携による食環境づくりの推進に参画する企業を募集する。さらに、参画事業者同士の交流会や、参画事業者等対象のセミナーの開催により、より良い取組の創出を図るとともに、取組の推進に向けた消費者向け普及・啓発イベントを開催する。 ・認定企業数の増加や企業の表彰に取り組むとともに、表彰式を企業間の情報交換の場として活用し、取組の横展開を図る。 ・個人の健康づくりへの取組の動機づけとその継続を支える環境づくりのため、引き続き「三重とこわか健康マイレージ事業」を実施し、参加者の増加や事業所の拡大に努める。

(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

① 後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進に関する数値目標

a. 後発医薬品の使用促進に関する数値目標（上段：数量ベース／下段：金額ベース）※どちらか一方でも可

2023年度 (計画の足下値)	第4期計画期間					
	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度 (目標値)
81.0%	82.5%					
55.6%						
目標達成に 必要な数値	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上
						65%
2024年度の 取組・課題	【取組】 ・医療関係団体、医薬品卸業者、保険者等で構成する三重県後発医薬品適正使用協議会を開催し、関係者との情報共有を図った。 ・県民への後発医薬品普及に係る取組みとして、後発医薬品に関するリーフレットの配布等を行った。 ・各保険者が、関係者の理解を得ながら、後発医薬品希望カードの普及を図るとともに、後発医薬品差額通知の発行についても検討を行った。					
	【課題】 当県では現在、数量ベースについては目標値は達成しているものの、金額ベースでは目標に達していない状況である。供給不足の問題等もあり、引き続き関係者との情報共有、保険者との連携が必要である。					
2025年度以降の改善 について	関係者との連携を進め、後発医薬品に係る普及・啓発を進める他、フォーミュラリについてもガイドライン等の周知を図り、関係者の理解を深める。					

b. バイオ後続品の使用促進に関する数値目標

2023年度 (計画の足下値)	第 4 期計画期間					
	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度 (目標値)
18.8%	18.8%					
目標達成に 必要な数値	30.8%	36.6%	42.4%	48.2%	54.0%	60.0%
2024年度の 取組・課題	【取組】 バイオ医薬品の使用割合などの現状について、三重県後発医薬品適正使用協議会を開催し、関係者との情報共有を図った。					
	【課題】 バイオ後発品への切り替えが進んでいない現状が示されており、普及を目指すことが必要である。					
2025年度以降の改善 について	関係者との連携を進め、バイオ後続品の普及啓発を進める。					

② 医薬品の適正使用の推進に関する目標

目標	薬剤師・薬局が、「かかりつけ薬剤師・薬局」として、副作用や効果の継続的な確認、多剤・重複投薬や相互作用の防止、残薬管理等などにより、服薬情報の一元的・継続的な把握を行うとともに、病気や健康サポートに貢献する健康サポート機能を備えた薬局を普及することで、医薬品の適正使用を推進する。
2024年度の 取組・課題	【取組】 ・薬局・薬剤師が、「かかりつけ薬剤師・薬局」として在宅医療の推進、医療機関と連携した服薬情報の一元的・継続的な把握と、それに基づく薬学的管理・指導を行うための体制整備や研修等を支援し、多剤・重複投薬の防止や残薬解消などに繋げた。 ・薬局が地域における健康サポートの拠点として役割を効果的に果たせるよう、県民に対して、薬局における医薬品等に関する相談や健康相談窓口の活用について普及啓発を実施した。 【課題】 多剤・重複投与が問題になっている中、「かかりつけ薬剤師・薬局」の取組は進んでいるものの、服薬情報の一元的な把握などの求められる機能を必ずしも十分に発揮できていないとの指摘がある。
2025年度以降の改善 について	薬機法改正に伴い認定薬局制度が変更になることを含め、「かかりつけ薬剤師・薬局」の役割について引き続き啓発活動に努める。

③ 医療資源の効果的・効率的な活用に関する目標

目標	がん患者の病態に照らし生活の質の向上や医療資源の効果的かつ効率的な活用という観点から外来化学療法の拡大に向けて必要な取組を進める。
2024年度の 取組・課題	【取組】 外来化学療法の提供体制の充実のため、がん診療連携拠点病院等の医師、看護師、薬剤師等を対象とした研修会の開催に向け、調整を行った。また、外来での治療の実施に必要な設備の整備に係る支援の実施に向け、検討を進めた。 ----- 【課題】 新たながん治療薬の開発、副作用に対する支持療法の進歩など、近年がん薬物療法は複雑化しているため、がん患者の病態や生活背景等の状況に応じて、適切な薬物療法を外来で受けられる体制の充実が求められている。
2025年度以降の改善 について	がん診療連携拠点病院等を対象とした研修会を開催することで、外来化学療法の提供体制の充実を図る。また、頭皮冷却装置の導入を支援し、アピアランスケアの充実を図る。

③ 医療資源の効果的・効率的な活用に関する目標

目標	(目標の考え方) 薬剤耐性を抑制するため、県内抗菌薬使用状況把握と医療従事者への抗菌薬適正使用を推進する。
2024年度の 取組・課題	【取組】 ・ 2024年度の県内医療機関の抗菌薬使用状況を、感染対策連携共通プラットフォーム（J－S I P H E）を用いて把握 ・ 医師や薬剤師等の医療従事者に対する抗菌薬適正使用についての研修会を2回開催 ----- 【課題】 ・ 抗菌薬適正使用は、病院の医師だけでなく診療所の医師や看護師、薬局薬剤師など地域の多職種で取り組んでいく必要がある。
2025年度以降の改善 について	引き続き、県内抗菌薬使用状況把握と医療従事者への抗菌薬適正使用を周知、啓発を実施する。

④ 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進に関する目標

目標	通いの場は、地域の高齢者が毎日をいきいきと健康に過ごすための場所として、介護予防・認知症予防にもつながる重要な取り組みとして推進されている。誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、機能の多様化や他事業との連携等により、通いの場の一層の充実を図る。
2024年度の 取組・課題	【取組】 ○高齢者の生きがいや健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することを目的とする老人クラブ活動等について、市町等を通じて助成を行った。 ○市町が行う地域リハビリテーション活動支援事業等に対してリハ専門職を派遣し、虚弱（フレイル）状態等になっても参加することのできる通いの場の運営支援等を行った。 【課題】 三重県の通いの場の参加率する高齢者の割合は5.9%（令和6年度、暫定値）であることから、目標値である8%に達するために引き続き通いの場の拡充に向けた取組が必要である。
2025年度以降の改善 について	通いの場の一層の充実に向けて、市町と医療・介護専門職（医師、看護師、歯科医療従事者、薬剤師、リハビリテーション関係職種、栄養士、介護・福祉職種等）とより円滑な連携が図られるような体制づくりを検討する。

⑤ その他の医療の効率的な提供の推進に係る目標

目標	県民一人ひとりが、全身の健康につながる歯と口腔の健康づくりに取り組むことで、いつまでも自分の歯でおいしく食事ができ、生涯にわたり生活の質の向上が図られるよう、関係機関・団体等の有機的な連携により、社会全体で、誰一人取り残さない歯と口腔の健康づくりの推進に取り組む。
2024年度の 取組・課題	【取組】 ・乳幼児の親子を対象に、生涯を通して歯と口腔の健康を維持するために、乳幼児期から口腔ケアや適切な食事・間食の摂り方等の生活習慣を身につけるとともに、かかりつけ歯科医への定期受診等の重要性の啓発を行った。 ・年齢に応じたフッ化物の利用によるむし歯予防についての歯科相談や歯科保健指導の実施、かかりつけ歯科医への定期受診の重要性について啓発を行った。 ・市町の歯科検診が充実するよう健康増進事業補助金や医療施設運営費等補助金の活用を案内した。 ・成人・高齢者等を対象に、歯の喪失防止や歯科の視点からの生活習慣の見直しについての歯科相談や歯科保健指導の実施、かかりつけ歯科医への定期受診の重要性について啓発を行った。併せて、歯周病が全身に及ぼす影響や歯周病の重症化と喫煙の関連について啓発を行った。 ・医科歯科連携の会議の場において診療情報提供書の様式を紹介し、活用促進を図った。また、周術期に係る医科歯科連携のリーフレットを配付し、歯科受診の重要性等について啓発を行った。 【課題】 目標達成のため、引き続き、歯と口腔の健康づくりの推進に取り組む必要がある。
2025年度以降の改善 について	県民の行動変容を促進するため、歯科保健の情報提供や相談・指導等を行い、歯と口腔の健康づくりに関する普及啓発を図る。

2. 保険者等、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する評価（【目標14について】在宅医療の充実等を内容とする医療提供体制の整備）

2024年度の 取組	○人生の最期の過ごし方について考える機会の提供や在宅医療・在宅看取りや各関係機関が提供できる医療・介護サービスについて周知を図るなど、地域住民等への普及啓発を行った。 ○地域の実情に応じた退院調整や急変時の入院受け入れ整備等に関する在宅医療の連携を円滑にする人材育成を行った。
2025年度以降の改善 について	在宅医療・在宅看取りの啓発と体制の充実を進めるため、保険者と医療機関、その他の関係者の連携が図られるような体制づくりを検討する。

2. 保険者等、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する評価（【目標15について】KDBの活用）

2024年度の 取組	(取組) ・市町国保医療費分析事業では、市町国保と後期高齢者医療制度のデータを連結し、医療費の傾向や地域差を分析。医療費分析結果は市町を対象とした結果説明会を開催するとともに、各市町の実態に即した健康課題を抽出し市町が重点的に取り組む保健事業に関して、保健事業推進支援員が市町を訪問し助言を行う。 ・保険者協議会では、各医療保険者が保有するレセプトデータや健診データを活用した保険者横断的なデータ分析を実施し報告書に取りまとめた。医療費における分析結果を基に糖尿病をテーマにした研修会を開催。 (課題) ・市町国保における生活習慣病の1人当たり医療費は国平均より高い傾向にある。医療費適正化の観点からも生活習慣病に重点を置いた医療費分析の継続が必要。 ・データを読み取り健康課題を抽出し、事業に繋げることが難しい保険者がある。 ・保険者が連携しながら健康づくりを進めていく必要がある。 ・市町国保医療費分析事業では、市町国保と後期高齢者医療制度のデータを連結し、医療費の傾向や地域差を分析。医療費分析結果は市町を対象とした結果説明会を開催するとともに、各市町の実態に即した健康課題を抽出し市町が重点的に取り組む保健事業に関して、保健事業推進支援員が市町を訪問し助言を行う。 ・保険者協議会では、各医療保険者が保有するレセプトデータや健診データを活用した保険者横断的なデータ分析を実施し報告書に取りまとめた。医療費における分析結果を基に糖尿病をテーマにした研修会を開催。
2025年度以降の改善について	(次年度以降の改善について) ・各保険者が自らデータを読み取り健康課題を抽出できる支援を継続する。 ・圏域・職域を超えたデータ分析等を行い、広域的な健康づくりの施策支援を継続する。 ・医療保険者が連携して保健事業を展開できるよう保険者間の調整を行う。

3 . 医療費の実績に関する評価

2023年度 (計画の足元値)	2024年度
660,600,000,000	
医療費適正化に係る 取組を行わない場合 の推計医療費	620,210,946,351
医療費適正化に係る 取組を行った場合 の推計医療費	614,824,295,724

4 . その他の事項に関する評価